

議案第28号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年三朝町条例第18号）及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）					
政策分野	取組の内容	役割分担			政策分野	取組の内容	役割分担			
		甲の役割	乙の役割	甲の役割			乙の役割			
生活機能の強化	略				生活機能の強化	略				
	福祉	認知症に係る支援体制の整備	圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。	(1)及び(2)略(3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 <u>(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</u>		(1)及び(2)略(3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。 <u>(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。</u>	(1)及び(2)略(3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。	(1)及び(2)略(3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。		
		略					略			
		略					略			
	略					略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町7 2 2番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬9 9 9番地2

三朝町

三朝町長 吉田 秀光